友仙部員平田小三郎徒弟　早川敬太郎
仝　部員仝　伊藤兵作
艶打部員信濃屋徒弟　東郷いわ
晒物部員鈴木竹次郎徒弟　建部由彦
友仙部員稲芳次郎徒弟　土田寅吉
仝　部員吉川與三吉徒弟　木村丑之助
友仙部員田中清造職工　宮島信太郎
仝　部員仝　山下寅次
仝　部員仝　岡田牟平
仝　部員仝　吉田芳次郎
仝　部員平島末次郎職工　廣澤寅
仝　部員清水源次郎職工　坂本宇吉
仝　部員稲芳次郎職工　長澤辰次郎
仝　部員平田小三郎職工　佐藤為三

公示第三六號

左記ノ者修業及示談解屆ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

明治四十一年十一月廿五日

京都染物仝業組合

艶打部員田中安蔵徒弟　岸田勘蔵
仝部員仝　山本芳松
小石川染部員水谷長助徒弟　山田捨次郎
仝　部員仝　西本佐四郎
下部部員山口安之助徒弟　青山秀之助
艶打部員久保トノ徒弟　田中多其助
仝　部員長尾喜市徒弟　小林伊右衛門
形彫部員奥田熙成職工　川勝万之助
友仙部員松本重次郎職工　坂本宇吉
仝　部員稲芳次郎職工　吉田芳次郎
艶打部員生駒栄太郎ノ得意先ダル釜庄　桑原善次郎
仝　部員仝　上村源次郎
仝　部員南橋松職工　貝川甚次郎
仝　部員長尾喜市職工　丸田甚兵衛

公示第三七號

左記ノ者自今組合員ニ於テ傭使スルコトヲ停止ス

明治四十一年十一月　日

京都染物仝業組合

友仙部員谷田清八徒弟　北川熊吉
糸綛色染部員木下鶴次郎徒弟　村田友吉
友仙部員平田小三郎徒弟　長谷川亀次郎
洗色部員青木吉次郎徒弟　上島信蔵
友仙部員小崎政次郎職工　菅谷方吉

雜報

●重量刑の害　重量刑とは糸織物に増量するために世の好商家の理々之を使用するものにて現に西陣糸綛者間に於て偽三匁と云ひ百匁の綛糸を托せられた時は三匁は公然の秘密として之を騙取し之れを補足するに重量刑を用ひて満着する慣習行なはれ来りたるは耳にせる處なりしが近頃當試驗所に於て新色染中に往々生地に損傷を與ふる比較的多きを聞き現物に就て試驗せしに亞鉛華を含有する事を發見せり原来亞鉛華なるものは生地の纖寶を脆弱ならしむるものにて一たび之れを附着すれば容易に除却すべからざるものなり其生地は到底廃物に終るものに極まれり組合組織以前に或る業者に之れを使用せるものあり非常なる損害を被むりたることありしに今毒之れを發見するに至りしは實に杞憂に附へざる所なり然れども當組合業者は何れも分業なるを以て何れの部分に於て之を行ふものか未た試驗の結果を得ざれば發表し難きも兎も角組合員たるものは能く〳〵注意して假令注文するものありとも必ず拒絶して之を敢てするなからんことを苦告す尚は毎日教師を出張せしめ臨檢せしめしれば十分の便宜を與へられ先錢八厘支出四千参百四拾六圓九拾参錢二引換金参百九拾参圓四拾六錢を以て本年度の費用に対し於百五拾圓を積立金とし四十三年の費用に充ることを議し十二年度の教支決算五千参百六拾六圓四拾八厘に対し百六拾参圓四拾六錢を増加し百五拾圓は試驗所建設準備金に今年度に於て積立て繰越し課備費とする又項目中第三試験場費は今年に限り金部を別除し其費目に於て第二名を増加し事務の進捗と伴ひ試験場員會員に百圓を増し新たに雇業員費として百五拾圓を減じ其他費目は減を行ひ果て決定せしも第六試験所に至て宮崎牛兵衛氏現今の小規模にては効力少なし故に此際増額に伴ふ大試験場設置の必要あるも尤も簡快に極論し等ろ小試験場費の増額を謀り其目的を以て更に本項に限り十九日我會議を開きすることゝし去り同十九日に至り當日は當事者は出席設を採りて動かざりしも採決に至りては少數のため否決せられ多少修正を加へたる外實費を授與せんとするの件は從前解かる賞与を以て不便を感じたれば此際之れを廃止し其他に適當せる方法を設けて然る之れを與へることゝし其内容は種長に一任することゝし散會せり

●組合會　本日十五日開會せしも出席少數のため流會し翌二十六日開會することゝせり詳細は次號に掲載せん

●特産品博覧會出品者　十月一日褒賞授與式を挙行せられ本組合出品者に対し左の通り授與せらる

褒歩賞等賞

部染合名會社　宮本平次郎　綿布黒染三省會

有功一等賞

糸綛色染研究會　岡村栄治　金森喜太郎
梅田宗太郎　小島頼七　佐貫合名會社

褒歩二等賞

鈴木常次郎　松村鑑　佐藤為次郎
桑田長之助　菅野松次郎

© Kyozomekai

扇澤松太郎　安村長蔵　河田虎吉

有功二等賞

源田芳之助　北川清吉
岡田鑑次郎　福村富三郎　吉川安次郎
山崎虎逸　坂野芳次郎　熊澤次郎
中木真太郎　大横吉次郎　大阪多三郎
新納藤橋　吉田留三郎　大村傳次郎
澤池光雄　藤本里次郎　八木竹松
佐々木政次郎　増岡佐吉

進歩三等賞

門田丹太郎　市原勇吉　栗田宗助
長尾喜市　佐谷長太郎　高島金兵衛
平井由松　小西与之助　山路清二郎
山田仙太郎　藤本勇吉

有功三等賞

平田小三郎　松村新之助　野田豊一
源山明三郎　川口[illegible]　鈴木孝二郎
松澤勇三郎　沖[illegible]　中西安次郎
藤坂延太郎

褒賞

田中周三　林[illegible]　足立春次
矢野嘉三郎　今出[illegible]

●校上書部員逐及處分ノ件ハ遂ねて制定せし工賃問題に對する賞罰の施行に力め部長六下谷校員は全力を注ぎて[illegible]が逐及者なからん程監督し居るに拘わらず逐及者を出だせるは[illegible]に及べき其事實は左の通りにして逐[illegible]の為に金部は毎月[illegible]五拾錢宛の罰金を徴収し[illegible]

告知

下京區西洞院御池下ル　太田清次郎

右太田清次郎ハ京都染物仝業組合規上書部工賃協定問題ニ付[illegible]ノ逐及行爲ニ對シ同規程第十三條ノ罰金壹百圓ノ科ス

理由

太田清次郎ハ京都染物仝業組合規上書部員ナルヲ以テ協定工賃問題ノ決議ハ遵守スヘキ義務アルモノナリ[illegible]シテ[illegible]ノ決議ハ遵守スヘキ義務アルモノナリ[illegible]シテ[illegible]ノ[illegible]

治四十年十月九日工賃最低賃格標準及其賞行規程ヲ制定シ之ヲ印刷シテ部員一同ニ頒布セリ而シテ本人太田清次郎又之レヲ受領セルハ明治四十年十月十五日付ヲ以テ部ニ提出セル受取證ニ徴シテ明カナリ然ルニ本人ハ同部員生駒栄太郎ノ得意先ダル釜庄通御池下ル吳服悉皆業傳坂吉之助ト營業取引ヲ開始シ明治四十一年二月以來紋上書ノ注文ヲ受ケタリトアルハ本人ガ部長井深英之助ヘ提出セル証引得意先証書及商業傳坂商店ヘ差入レアル上書通ニ徴スルモ明瞭ナル事實トス之レ同賞行規程ニ違スニ第四條ノ本文ニ抵觸スルモノナルヲ以テ主文ノ如ク判定セルモノナリ

明治四十一年九月十二日

京都染物仝業組合
組長　石田喜兵衛

太田清次郎殿

復告申請書

京都市上京區釜座通竹屋町下ル
染物商京都染物仝業組合
復告申請人代表者　組長　石田喜兵衛
京都市上京區西洞院御池下ル
被復告人　太田清次郎

一國告日時

明治四十一年九月九日復告申請人ヨリ提シタル紋上書部工賃賞行規程ニ關スル違約金復告ニ付テハ復告定款及部規程ヲ遵守スルノ義務アルハ勿論ナリ然ルニ被復告人ハ明治四十年九月一日ノ紋上書部總會ニ於テ紋上書工賃表及其賞罰規定ノ傳達ニ賛同シ總テノ事情ヲ知リ乍ラ明治四十一年五月以來規程ヲ無視シ紀期行爲ヲナセシハ既ニ被復告人ガ明治四十一年十月十五日部ヘ提出セシ書面ニ依レモ明カナル事實トス依テ組合ハ明治四十一年九月九日付ヲ以テ違反行爲ノ点ヲ指示シ且ツ規程ノ明文ニ依リ違約金壹百圓ヲ科シ之ヲ請付スベキ旨通告ヲ發シタルモ未タ其義務ヲ履ミサルニ依リ若本官指定ノ期日内ニ納付セサル時ハ最後ノ手續ニ及フベキモノトス

右復告相成度申請候也

明治四十一年十月十九日

京都染物仝業組合
代表者組長　石田喜兵衛

京都區裁判所裁判長
御中

●職工徒弟褒状　當組合員の職工徒弟にして契約年限を滿足に終了せしもの又は品行方正にして他の模範となるべきもの新業上の發明をなし功勞あるもの等へは年々當組合より知事市長の臨席を仰き其上にて褒状を授與し來りたるものにて本年度内も追々切迫するを以て準備の都合もあることゝ[illegible]

●京都府令第三十九號　今般京都府は各重要物産同業組合の會計法を一定するの目的を以て府令第三十九號を以て左の通り發布せられたり

京都府令第三十九號

重要物産同業組合會計規定左ノ通相定ム

京都府知事　大森鐵一

重要物産同業組合會計規程

第一章　總則

第一條　重要物産同業組合並同組合聯合組織ニ關スル會計事務ハ總テ本規程ニ依リ處理スヘシ

第二條　會計年度所屬ノ歳入歳出ハ其會計年度開始後一ヶ月以内ニ調ヘルモノトス

第三條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第四條　歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　拂期日ノ一定シタルモノハ其日ノ屬スル年度

二　拾時、臨機、繰延ノ頃ハ其指揮スヘキ事實ノ金シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第五條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第六條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第七條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第八條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第九條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十一條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十二條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十三條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十四條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十五條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十六條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十七條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十八條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第十九條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二十條　歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル歳入ハ其納期本日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　總勘定書附金ノ如キハ事實ノ屬スル年度

四　要各號ニ該當セサル隨時ノ歳入ハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二章　歳入

第二條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第二條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第三條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第四條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第五條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第六條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第七條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第八條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第九條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十一條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十二條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十三條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十四條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十五條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十六條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十七條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十八條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第十九條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第二十條　歳入ハ歳出ニ充ツルモノトス

第三章　決算

京都染物同業組合月報

公示

公示第九號

左記ノ者徒弟號ヲ藍入ノ登記ヲ了セリ此旨公示ス

明治四十二年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

艶打部員山中鶴吉徒弟	岡卷　周吉	仝　部員圓山卯三郎徒弟	浦上　孝栄
仝　友仙部員正上野三郎徒弟	中井　清吉	仝　友仙部員見島死一郎職工	西田庄次郎
仝　湯貫斗部員徳谷傳蔵徒弟	那原　勇吉	仝　仝	中川富之助
仝　仝　傳吉徒弟	朝日　正蔵	仝　仝	近藤　留吉
仝　枝上喜郎徒弟	東松和三郎	仝　仝	山田安次郎
仝　友仙部員正日真之助徒弟	玉村　光夫	仝　仝	木村　種雄
仝　仝　作次郎	小島作次郎	仝　仝	小森光太郎
仝　仝　之助	小島辰之助	仝　仝	和田吉之助
仝　仝　次郎	永田　米吉		
仝　仝　太郎徒弟	前田捨次郎		
仝　仝　大次郎徒弟	松井　真吉		
仝　仝　次郎徒弟	北川　佐吉		
仝　仝　次郎徒弟	久保井俊三		
仝　仝　次郎徒弟	横田辰一郎		
仝　湯貫斗部員林次郎徒弟	石川見喜三		
仝　枝上部員[illegible]吉徒弟	太田清二郎		
仝　部員田中仁一郎徒弟	松本與太郎		
仝　湯貫斗部員徳谷傳蔵徒弟	中江　喜市		
仝　部員田中長之助徒弟	吉野　藤蔵		
艶打部員吉本藤太郎徒弟	津田　米吉		
	山本　安造		

公示第十號

左記ノ者滿期及示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

明治四十二年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員清水源次郎徒弟	中川重次郎	仝　部員本重次郎職工	
湯貫斗部員玉置フサ徒弟	小林　きし		
仝　部員小野木兵助徒弟	井上栄次郎		
引染部員林岩次郎徒弟	木村　栄三		
艶打部員久保田伊助徒弟	岸田　タケ		
仝	山室　兵作		
仝	川端松五郎		
仝	中川　容勉		
仝	藤川牧太郎		
浸落部員中井伊之助徒弟	黒田芳之助		
形彫部員林乙次郎職工	小仲留之助		
艶打部員久保田伊助職工	城谷増太郎		
友仙部員松本重次郎職工	村上　産次		

公示第十一號

左記ノ者自今組合員ニ於テ御使スルコトヲ停止ス

明治四十二年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

公示第十二號

左記ノ両名ニ對シ賞狀ヲ附與スル和當ノ賞格者ト認ノ賞狀ヲ授與セリ此旨公示ス

明治四十二年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

賞狀下附

茶染部員桂芙助徒弟　清口巳之助

（各　通）

紅染部員川手佐七徒弟　杉本喜太郎

公告

來ル四月一日ヨリ例年ノ通リ徒弟夜學校相開キ候間各組合員徒弟入學勸誘相成度就テハ入學志望ノ向ハ至急當組合ヘ申込相成度右公告候也

明治四十二年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

雜報

●組合員々數　明治卅九年より全四十一年に至る累年統計を示す時は左の如くなるも實際整は其一割を減する高を見るを至當とす何となれば年々新開業者を督促し加入せしむるに反し一方廢業者或は轉宅不明のもの等を生と整理其だ逆支もるを以て上下京區役所へ出張取調ふるも區役所へも同様廢業又は轉宅者は届出をなさず殆んど整理に困難する趣きなり左りとて組合に於ては本人自己の届出をなさるゝに素うに除名する能はざるが故に現在數に加算するを以て統計の上には斯かる數を示すものなり

京都染同物業組合員累年統計表

業名	三十九年末現在	四十年末現在	四十一年末現在
友仙	四三四	四九四	五三〇
下畫	九五	一一五	一一三
茶染	一六四	一六五	一六五
形彫	一一四	一二三	一二〇
藍染	八七	八五	九〇
糊置	一五八	一七七	一九二
紫染	三八	四六	四八
灰汁付	一六	一七	一七
裏物	二八二	三一三	三二三
浸落	九二	九四	九四
赤絵色染	八六	九六	一〇六
仝　黒染	一三	一三	一二
洗色抜	三二	四三	四三
絲縮	一五	一六	一六
引染	七六	八八	九三
糸練	九	九	九

第十四條　決算ニ於テ誤計ニ到達ヲ生シタルトキハ其應分方法ヲ規定セルモノハ此限リニアラス

第十五條　決算書ハ總算書ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ總算ニ對スル過不足ノ説明並ニ決算報計算ノ基ヲ處ヲ示スヘシ

第四章　收入

第十六條　組長ハ經費ノ賦課徴收ヲ要スルトキ又ハ賦課徴收外ノ收入ヲ要スルトキハ當該原簿ニ依リ納額告知書（第二號樣式）ヲ製シ各原簿ト製印ノ上少クモ納期十日前ニ之ヲ納人ニ發付スヘシ

組長ハ經費ノ賦課徴收ヲ要スルトキ又ハ賦課徴收外ノ收入ヲ要スルトキハ當該原簿ニ依リ納額告知書（第二號樣式）ヲ製シ各原簿ト製印ノ上少クモ納期十日前ニ之ヲ納人ニ發付スヘシ

組長ハ收入ニ付テハ納額告知書ハ直チニ之ヲ發付スルコトヲ得又獨勘盈、寄附金ノ類ハ納額告知書ヲ發付スルコトヲ要セス

第十七條　組長ハ收入金ヲ受領シタルトキハ當該原簿ト照合シ原簿ニ領收ノ點ヲ付シタル上其領收證ヲ納人ニ交付スヘシ但定狀ニ會計係ノ設ケアル組合ニ於テハ其係員ノ名職ヲ以テ領收證ヲ交付スルコトヲ得

第十八條　組長ハ納期日後相當ノ期日（此期日ハ組合ノ慣況ニ依リ決ス）ニ於テ原簿ニ就キ領收ノ濟否ヲ調査シ不納ノモノアルトキハ徴收督促其他處分ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條　領收濟納額告知書ハ納期毎ニ各科目別ニ之ヲ總括シ科目毎ノ金額及人員ノ合計ヲ附スヘシ

第五章　支出

第二十條　經費ノ支出ヲ要スルトキハ組長ハ諸取人ノ諸求書ニ基キ仕拂決定書（第三號樣式）ニ依リ諸取人ノ領收證印ヲ徴シ現金ノ仕拂ヲ爲スヘシ但給料、報酬、手當、賞與並ニ公課ノ支出ニ付テハ諸求書ヲ徴セサルコトヲ得

第二十一條　仕拂決定書ハ費目毎ニ且各諸取人別ニ調製スヘシ但同一費目ノ仕拂ニシテ各諸取人ノ處帰ヲ要スルモノハ此限リニアラス

第二十二條　仕拂決定書ニハ諸求書其他之ニ關スル證憑書類ヲ添屬シ之ヲ各款毎ニ區別シ日時ヲ逐ヒ編綴スヘシ但收支寡少ナル組合ニ於テハ之ヲ一括シ編綴スルコトヲ得

第六章　帳簿

第二十三條　組合ニハ左ノ會計帳簿ヲ設ケ整理スヘシ

一、徴收原簿（第四號樣式）
二、徴收外收入原簿（第五號樣式）
三、諸納額分整理簿（第六號樣式）
四、臨入費出外現金出納簿（第七號樣式）
五、日記帳（第八號樣式）
六、歳入充帳（第九號樣式）
七、歳出充帳（第十號樣式）
八、費目流用並繰替費支出簿（第十一號樣式）
九、消耗品出納簿（第十二號樣式）
十、備品出納帳（第十三號樣式）
十一、基本財産原簿（第十四號樣式）
十二、基本金其他預入原簿（第十五號樣式）
十三、土地建物其他附原簿
十四、基本金出納簿

第二十四條　前條第一號乃至第九號ノ諸帳簿ハ毎會計年度之ヲ調製スヘシ其他ノ諸帳簿ハ適年之ヲ使用スルコトヲ得

第二十五條　收支アリタルトキハ其都度直チニ關係帳簿ニ記入スヘシ

第二十六條　帳簿ニ記入スルヲ怠ハ判明ナルトキハ其誤記ノ部ニ朱線二條ヲ畫シ之ニ主任者認印シ且ツ訂正ヲ要スルモノハ其情ニ改書スヘシ

第二十七條　組合ノ情況ニ依リ必要ト認メタルトキハ第二十三條以外ニ更ニ適當ナル帳簿ヲ設ケ整理スルコトヲ得

第七章　附則

第二十八條　本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ實施ス但シ帳簿其他用紙ノ實施ニ際シ勝合會久ハ組合毎ニ明治四十二年度開始ノ日迄之ヲ延期スルコトヲ得

本規程發布前ニ發シタル所令又ハ通達等ニシテ本規程ニ抵觸スルモノハ本規程實施ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

●京都府訓令　京都府内務部長より十月二十八日附七以て左の通り訓令せらる

重要物産同業組合並ニ酒造組合ハ其組合地區内ニ於テ其組合ヲ組織セル營業ニ屬スル同業者ハ法律上組合員タルヘキハ當然ニシテ之ニ該當スル同業者ハ組合員タルコトヲ否認スルヲ得サル旨ニ付テハ第二十三條以外ニ更ニ適當ナル帳簿ヲ設ケ整理スルコトヲ得

●組合員々數　明治卅九年より全四十一年に至る累年統計を示す時は左の如くなるも實際整は其一割を減する高を見るを至當とす何となれば年々新開業者を督促し加入せしむるに反し一方廢業者或は轉宅不明のもの等を生と整理其だ逆支もるを以て上下京區役所へ出張取調ふるも區役所へも同様廢業又は轉宅者は届出をなさず殆んど整理に困難する趣きなり左りとて組合に於ては本人自己の届出をなさるゝに素うに除名する能はざるが故に現在數に加算するを以て統計の上には斯かる數を示すものなり

京都染同物業組合員累年統計表

業名	三十九年末現在	四十年末現在	四十一年末現在
友仙	四三四	四九四	五三〇
下畫	九五	一一五	一一三
茶染	一六四	一六五	一六五
形彫	一一四	一二三	一二〇
藍染	八七	八五	九〇
糊置	一五八	一七七	一九二
紫染	三八	四六	四八
灰汁付	一六	一七	一七
裏物	二八二	三一三	三二三
浸落	九二	九四	九四
赤絵色染	八六	九六	一〇六
仝　黒染	一三	一三	一二
洗色抜	三二	四三	四三
絲縮	一五	一六	一六
引染	七六	八八	九三
糸練	九	九	九

染色見本帖
染織標本帖好適
糸
製本堅牢意匠新
價格低廉実店の特色
京都市伏見稲荷大社前
山路清之助

五號活字二十二字詰　一行　貳拾五錢
特別廣告料ハ總テ割金ニ可申受候事
廣告料ハ總テ割金ニ可申受候事　一行　四拾錢

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
京都市上京區釜座通竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所
電話千六百七十七番

●黄色桃郡長改選　去る十八日郡長選挙会を行ひたるに石原高次郎氏当選せり

●定員改正調査会　去る二十四日午后一時定員改正の必要より組合会に附議する迄に各郡に於ける利害関係を調査するの必要あるを以て之れが委員を選定したり其方法は各郡一名つゝ直接其郡の事情に精通せる郡長を以て之に嘱託し定刻より開催し種々協議究の末三月廿日時組合会を開き之を附議することに決したり

●技術嘱託　高等工業学校卒業生なる小林太四郎を當組合試験技師に嘱託し日々出勤し居れば染物に関する質問或は試験等の請求に應する筈なり（随時出所質問せらるべし）

●通学学校　来る四月より開催する當組合の徒弟職工を教育する同学校は年々志願者数を増すを以て本年度は三教室を設け普通学科及高等科を設け其他實習科を設け染色の實地研究をなさしむる豫定なれば各働主は精々徒弟を教学せしめらるべし教学せしむる費用は總て組合の負担なるを以て何らの要する處なく時間も午后七時より九時迄なれば仕事の上に於ても少しも差支なかるべし其手續は當組合へ申込みをなせば取扱ふものなり

絹布
綿布
毛布
麻布
糊抜劑
ATOS FERMENT
新發見佐藤式
京都二条離宮前
佐藤製薬所
製劑本舗

染色見本帖
染織糸
標本帖は好く
庶シ調製
製本堅牢一意匠斬新
價格低廉ハ製店ノ特色
京都市油小路醍醐師角
山路清三郎

五號活字二十二字詰　一行　壱拾五錢
特別廣告料　一行　四拾錢
廣告料ハ総テ前金ニ可申受候事
本紙代價　壱枚　金壱錢五厘
登録出願人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
京都市上京區釜座通竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公告

○組合員に告ぐ

利益を目的として立つる實業界は無論利益を得る方法に苦衷焦慮するは常如にして吾人の容喙すべき所にあらざるなりと雖も若其方法にして常軌を逸する時は一個人の失策は一個人にして止むべきにあらず其影響の範圍は大なるを以て容易に軽視し得べからざるに至るは往々見る所なり是れ社會道徳義を以てしても制裁を加へざる可らざる事にて後世義なき實業家は一時其目的に到達するや利益を求むる上に於てはあらゆる手段を講じ方法を策し其極強ひて罪悪を知らずして悔らざるに至る者亦其數少なからざるなり而も徒輩は其誠なる實業家として目すべきものにあらず寧ろ實業の假面を被れる罪悪なりとして吾人は絶叫せんと欲するもつなり然れども世間實業の種類多く其方法又異なりたる一度　例証を挙げて之れを説ひるは難し然ればこれは只吾業の上に於ての既往の例証に徴し是を云はんのみ是を言ふ所以のものは現業かる罪悪を取てするものの無きを信じて疑はざるにあり

例証とは何んぞ現在供求者の位置に居て當用者に不信頼なる行為を為すものを謂ふ時に就て實業者と結托し或は又其業者の指揮の下に不正の染方を施し彼の又其業者たる知物も不監督にして一度事あるかを時合たる知物も不監督する時は優色或は褪色して再びそを使用するに耐さるものを誤除して正直なる當用者と欺瞞し殆んど易外より之を見れば其心なきもの、如し若當用者にして之を詐るものあるも之を欺くは寧ろ商賣の上手なる處實たる後の責任は勿論負ふ所に非すと云ふが如く恬として愧する色なし又輕目のものには重量法を稱へ種々の不正樂品を盛抜し一時當用者を欺き不正の金銭を詐取するものあり之れ等は明かに實美の假面を被れる詐欺漢にあらずして何んぞや幸ひに當用者の温厚なる正式に之を事ふもの今日迄なきを以て國法の厳罰は免れあるとも雖も天罰何んぞ長く之を免さん故に遠からず見よ京染の隆盛も今や漸々下り坂となり又音の比に非ざるにあらずや當業者の進歩發達の遅々たるに依るとは云へ又當業者が不正をなせる罪悪が茲に至らしめたるものなりと言ふべし然れども未だ稍かに京染の名聲を維持しあるは天涯に反省の餘地を與ふるものなり

組合は茲に鑑み小なり雖も染色試験所を設け切に其利用を図るも之を思用せざるのみならず反うて之を不便の物として吾しきは試験所の不必要を呼ぶものあるに至るとは實に同盟なる鋼々試験所を訪ふ者あらば其物や必ず當業者の技術が乏しき入為より生ずる染上げの不完全なるものの又は生地を損傷ならしめ再び實用に遇せざるものゝみなり謂して其試験を請求する目的は爲遂にあるかと云へば技術上の研究を目的とするにあらず只己の損害を免れんと欲する野心に外ならざるなり言を代へて云へば罪を試験所に嫁し己れの責任を免れんと欲する者なり茲を以て試験所は正當の手段を経て其結果を告るに於て若己の不利益なりと認るときは技師の不熟練なりと言ひ無経験なりと呼び寫言至らざる處なく遂に試験所の不必要を唱ふる者あるに至る誤解も茲に至りて極れりと言ふべし今や本組合は一地域内にして二千五百餘の組合員を有し其設備設備の具備する次全國に於て有数の組合なるを

© Kyozomekai

公示

本月十五日絶打部員信樂菊藏ノ徒弟東郷いわ普行ニ對シ左記ノ賞状ヲ授與シ併セテ信樂氏ノ謝告ニ係ル賞品ヲ授與セリ

賞状

滋賀縣野洲郡中里村大字比江
東郷いわ

右ハ明治三十二年七月本組合絶打部員信樂菊藏ノ徒弟トナリ已來能ク家業ヲ守リ品行端正ニシテ技術ニ長シ專心業務ニ精勤スルコト數年一日ノ如シ實ニ徒弟ノ模範トスル處ナリ依テ本賞ヲ附與シ茲ニ其善行ヲ表彰ス

明治四十一年十一月十五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

公示

本月十五日絶打部員信樂菊藏ノ徒弟東郷いわ普行ニ對シ左記ノ賞状ヲ授與シ併セテ信樂氏ノ謝告ニ係ル賞品ヲ授與セリ

賞状

滋賀縣野洲郡中里村大字比江
東郷いわ

右ハ明治三十二年七月本組合絶打部員信樂菊藏ノ徒弟トナリ已來能ク家業ヲ守リ品行端正ニシテ技術ニ長シ專心業務ニ精勤スルコト數年一日ノ如シ實ニ徒弟ノ模範トスル處ナリ依テ本賞ヲ附與シ茲ニ其善行ヲ表彰ス

明治四十一年十一月十五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

公示第三五號

左記ノ者徒弟職工名簿ニ登記セリ此旨公示ス

明治四十一年十一月廿五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

賞

徒弟　東郷いわ
一鏡　壹　一個
一針　刺　一個

右授業師信樂菊藏ノ願告ニヨリ之ヲ授與ス

明治四十一年十一月十五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

公　部員全　川本つね
公　部員全　石井音蔵
公　部員全　三浦新吉
湯殿斗部員小石圓徳
山口さと
上書部員森川藤三郎徳
遠山嘉三郎
友仙部員脇山房吉徳
朝日奈藤次郎
公　部員全　寺島五平
公　部員平田小三郎徳
森野喜造
公　部員全　西脇勝次郎
公　部員全　古川松次郎
公　部員全　山根フウ
公　部員全　宇野山平
公　部員全　山田貞次郎
公　部員全　戸水豊之助
公　部員全　伊藤金之二郎
公　部員全　山田チヨ
公　部員全　西崎宗吉
公　部員全　早川繁次郎

© Kyozomekai

如何に思はれます之を以て予は一日も早く完成するには勢ひ組合員は協同一致して組合の事務を扶け之を援助するの覺悟を抱て欲いのであります今高金入るとすれば組合員を責めて半金は義捐的に寄附の行為を敢て之をされば到底微かに目的に達する事が覺束ない一時多少の寄附は困難とするも所期後に出づるものは後に歸るの道理なれば設立を速かに之を利用して新智識を増す事を得ば金錢を以て購ひ得べからざる利益を得る譯であります吾れ不肖なりと雖も此金圓に對し卒先して應分の寄附をなし速かに完成を害め其事業に對しては縱くまで熱心盡力するの覺悟でもります之れ決して人のためにするのあらで皆な自分に返へるべき報酬の見込みあるからです諸君は予と成て組合員の多くが之れを利用し得る蔵の新智識を發揮したならば其結果はたうです京染の名譽は益々發揚せられ染物に於ての特古權は吾に於て他にあり染なきに至らん我京都染業者は二千五百戸餘で其染價格のみにて壹年參百萬圓の上で又此染價と共に利益を得る處の染料最太物西陣織物糸類絹織紋染料等業者等の關係得る收入額は實に壹億の巨額でありますせう又之に衣食する人員數は實十萬等く皆な染物と共に消長を共にして居るのではありませんかそーして見れば吾が染物業者の責任も亦大したもので其進歩技術の優劣は直に京都物産の運命に影響するのでもります之を思ふと中々安閑と世の成行を見て居る樣なまどろしい事として居られませんでは有り升せんかと之を以て見ても試驗所の必要が益々感せられる若し染物業者にして試驗所なくして染物屋に平癒なき如く人体に主腦なきが如きものですから今後の活動は出來なく事にも染物同業組合にして試驗所を設くると得ば機械等の補給は農商務省に下附の手續を為すの方法もあるべく又重要物産奨勵上の必要より市會は補助を與ふるの決議に陽踏せざる一道の光明が前途に横はるのを見へる然るを自から遠んで取らざれば誰れも持て來てまで與へて與れるものはなからう有も京都産業上に於ける消長に關する大責任と双肩に負ふは此社業を完たからしめ一は自己の自衛上必要なる此機關の建成を願ひの上予の言論を待たぬ事と思ひます

公示

公示第三十五號

左記ノ者ノ職工及徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治四十二年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

糊貫部員堀部友次郎徒弟　辻　廉太郎
友仙部員林辰之助徒弟　織口　辰之助
上書部員田中仁一郎徒弟　北岡　拾松
友仙部員小林久三郎職工　林　廉一
友仙部員谷口彌三郎職工　山本　元次郎
茶染部員大谷長穂徒弟　伊藤　栄吉
同　人　徒弟　永島　龜太郎

公示第三十六號

左記ノ者ノ年期滿了各示談ノ上解屋ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

明治四十二年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

張物部員他田庄七徒弟　片岡　吉太郎
浸部部員須見清次郎徒弟　山田　廉吉

公示第三十七號

左記ノ者ノ賃金組合員ニ於テ雇使スルコトヲ停止ス

明治四十二年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

浸部部員東原職吉徒弟　根來　濕次郎
友仙部員林辰之助徒弟　河村　重太郎
艶打部員久保トノ徒弟　杉立　其太郎
同　部員安藤吉之助徒弟　岡本　茂一郎
同　部員久保トノ徒弟　林　松次郎
同　人　徒弟　山森　三治郎
同　人　徒弟　赤嶺　紀
張物部員田中辰之助徒弟　津田　米吉
友仙部員小林庄太郎徒弟　吉田　幸七

雜報

●評議員會　去る十一日午後六時より評議員會を開き石田組長木村副組長藤田納役宮崎平兵衛岡島卯三郎櫻井文作今村高吉水井新之助藤井繁次郎田頭房次郎清水藤三郎井深英之助の各評議員出席最初に明治四十一年度組合經費の收支決算を報告し宮崎平兵衛岡島卯三郎両氏の質問に以て二三の質議ありて承認し以て明治四十三年度の組合經費收支豫算に移うたるに大ひに議論を生し倒年原案よりは多少の減縮を見るを常とするに拘はわらず二千〇五十七圓三十九錢六厘の原案に對し九百三十六圓〇六錢四厘を增加せり其重なるものは第四款第一項の博覽會費に二百圓と第五項に議會補助費の一項目を新設し二百圓と第五項に議會補助費の一項目を新設し其他配布を改めて職工徒弟賃金組合並に議會補助を修正し第六項を新設するの動議あり賛成者ありしを以て採決の結果全會一致を以て第四項を修正第五項を刪除するに決したり第五款第六款を異議なく第七款豫備費は順序上復は同じとし臨時費第一款第二項染地改良調査費亦異議なく原案に決したり次て議案第一號明治四十年度積立金參百五拾圓を四十三年度豫算中に編入するの件第一次會を開き組長副組長第二第三次會を省略し原案に決したり

次ぎに組合經費歳入各部第一次會を開き組長説明異議なく次で第二次會を開く異議なく原案に決したるを以て支出の部第七款豫備費の第二次會を開き異議なかりしを以て組合經費收支豫算全部に付き第三次會を開く第二次會の通り異議なく原案に決す終りて賦課徴收法を議し亦原案に決したるを以て閉會せしは午後十一時なり

報告

第壹號

一明治四十一年度組合經費收支決算

別項ノ通

右評議員會ノ決議ニ付報告ス

第二號

一組合會議員選挙

下書部　田畑利三郎　手拭部　岸田由太郎
小紋部　橋本歩次郎　糸綿部　富田　邦彦

右四氏ハ何レモ議員ニ付任期ヲ付任期ヲ以テ之カ補欠選挙ヲ行ヒタルヲ以テ左ノ通當選致候セラレタリ

下書部　ノ部　治三郎　糸綿部　林　佐吉
小紋部　廣瀬　勝助　手拭部　佐賀太兵衛

己上

右報告候也

四十二年十一月廿日

京都染物同業組合　組長石田喜兵衛

明治四十年度組合經費收支決算

第一款　組合經費　歳入　金四千五百九拾四圓五拾八錢

内訳

金壹百四拾六圓貳拾六錢四厘　組合經費
金壹百四拾六圓貳拾六錢四厘　雜費　收入
支出之部
一金四千四百參圓四拾八錢四厘　支出總額

内訳

金六拾五圓八拾六錢也　印刷費
金五拾五圓六拾錢也　文具費
金九拾四圓九拾九錢五厘　通信費
金壹百九拾四圓〇五錢　月報費
金壹千八百貳拾六圓也　諸給料費
金貳百四圓也　組長報酬費
金百拾四圓九拾九錢也　欵待費
金百五拾七圓也　賞與費
金參拾七圓五拾錢也　宿直賄費
金六拾七圓六拾六錢也　備品費
金貳拾九圓四拾錢也　電燈費
金百五拾壹圓壹錢五厘　消耗費
金五拾圓五拾參錢也　修繕費
金百參拾參圓六拾錢五厘　雜費
金拾九圓八拾錢也　保險費
金百六圓九拾四錢也　旅費　乘車賃
金貳百參拾貳圓八拾九錢也　博覽會費
金七拾九圓參拾五錢九厘　聯合會費
金貳百四拾壹圓七拾八錢也　補習學校費
金一圓八拾錢也　醫科出張費
金貳百拾四圓七拾錢也　別掛傳付費
金參百圓也　同事務費
金六圓八拾五錢也　試驗所職員給
金拾九圓拾六錢也　乘品費
差引總金參百參拾七圓參拾六錢　修繕費
右報償也

第壹號議案

一明治四十年度ニ於テ積立金參百五拾圓アリ之ヲ明治四十三年度ノ經費收入ニ編入シ支出セントス

第二號議案

一明治四十三年度組合經費收支豫算及賦課徴收法

別紙ノ通

右両議案ハ評議員會ノ決議ヲ經タルヲ以テ茲ニ提出附議ス

明治四十二年十一月廿日

京都染物同業組合　組長石田喜兵衛

明治四十三年度京都染物同業組合經常費收支豫算

收入ノ部

科目	四十二年度豫算	四十三年度豫算	比較增減	備考
第壹款　組合經費	五、〇〇五、七三九、六〇	六、三三七、六〇〇	七〇四、六六〇	
一項　等級割	五、〇〇五、七三九、六〇	五、六四八、六〇〇	六四二、八六〇	一率廿錢二万八千二百四十四戸
二項　戸數割	五二七、五〇〇	五四八、八〇〇	六二、三〇〇	一戸二十錢二千八百九十四戸
第二款　雜收入	一〇六、六六〇	一六六、六六〇	六〇、〇〇〇	
一項　証票料	三〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	証票組合員百人一人廿五錢問題工徒弟二百人一人五錢下肥紙別代
二項　不用品賣却代	三、三〇〇	三、三〇〇		
三項　廣告料	三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
四項　繰越金	四三、四四八	三三、四四八	二〇、〇〇〇	
五項　別途繰越金	三〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	月報廣告料
合計金	一、六六六、六六六	一、六六六、六六六		四十一年度繰越金

支出ノ部

科目	四十二年度豫算	四十三年度豫算	增減	備考
第壹款　所費	三、六六〇、〇〇〇	三、七六〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	
一項　印刷費	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇		諸用紙印刷一ヶ月七圓五拾錢
二項　文具費	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇		雑紙墨文具一ヶ月七圓平均
三項　通信費	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇		電話料一ヶ年五拾四圓郵便電信一ヶ月參圓平均
四項　月報費	三六〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一枚五厘一ヶ月三千枚印刷代紙造料一ヶ月五圓
五項　諸給料	三、〇六〇、〇〇〇	三、二一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
一項　事給	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇		一ヶ月參拾五圓一名給
二項　書記給	一、二八〇、〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇		一ヶ月拾七圓五拾錢平均六人給
三項　臨時雇給	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		一日五拾錢百日分
四項　使丁給	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇		一ヶ月九圓平均四人給
第二款　雜給費	六六〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇		
一項　組長報酬	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		一ヶ年報酬
二項　欵待費	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		來賓接待費一ヶ月拾圓平均
三項　宿直賄費	六〇、〇〇〇	九二、〇〇〇	三二、〇〇〇	書記小使二名一回廿五錢各一ヶ月俸給ノ八割
四項　賞與費	三一〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
第三款　雜用費	六六〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇		
一項　備附品費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇		諸法令新聞官報代一ヶ月五圓平均
二項　電燈費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		点燈二ヶ月一ヶ月貳圓九拾錢平均
三項　消耗費	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇		使拾其他消耗費一ヶ月拾圓
四項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		内外修繕及桑検等

© Kyozomekai

五項	雑費	一二四、〇〇〇	一二四、〇〇〇
六項	保険費	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
七項	旅費乗車賃	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
第四款	動業費	一、七一〇、〇〇〇	一、七一〇、〇〇〇
一項	博覧会費	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
二項	聯合会費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
三項	補習學校費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
四項	他業奬勵費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
第五款	陳列所費		
一項	備附品費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
二項	陳列品費		
三項	修繕費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
第六款	試驗所費	七二〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
一項	給與費	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
二項	器械費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
三項	薬品費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
四項	研究原料費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
五項	図書買入費	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
六項	修繕費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第七款	雑費	一六、五六八	四〇、七四〇
一項	雑費	一六、五六八	四〇、七四〇
合計	金	三、五九六、六六八	六、五三二、七三〇

臨時費

第一款	積立金		
一項	積立金	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
二項	染物改良研究費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
総合計		六、五三二、七三〇	六、五三二、七三〇

（雑費）諸会議及雑費一ヶ月拾圓平均
（博覧会費）一万圓ニ對スル五歩
（旅費乗車賃）一ヶ月拾貳圓五拾錢

科目	四十二年度予算	四十三年度予算	増減
第一款 積立金			
一項 積立金	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	
二項 染物改良研究費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
総合計	六、五三二、七三〇	六、五三二、七三〇	一、三〇五、三六〇

（共進会費）五百五拾圓
（博覧会費）貳百五拾圓
（聯合会費）一ヶ月五圓平均
（教員給料）他雑費五拾
（六ヶ月分）
（職工徒弟）奨賞及各部費
（技術員）
（技術員）二人一ヶ月廿五圓平均
外開硝子其他修繕
試験用器具買入代
同　薬品買入代
同　絹布類買入代
参考書買入代
破損ヶ所修繕費

（染物改良研究費）

四十三年度賦課方法

等級	納税額	一戸賦課額	戸数	賦課率	総率数	備考
一	一〇〇	一〇〇	一〇	一〇〇		一率廿錢
二	八〇	一八〇	九〇	一八〇		
三	六〇	一六〇	八〇	一六〇		
四	五〇	一四〇	七〇	一四〇		
五	四〇	一二〇	六〇	一二〇		
六	三〇	一〇〇	五〇	一〇〇		
七	二〇	七六〇	四〇	四八〇		
計	一六〇	七六〇	三五〇	五四〇		

徴收法

第壹條　經費ハ營業等級割戸數割ノ二法ニ依リ賦課ス

第二條　營業等級割ハ前年度ノ營業納税額ヲ標準トス

第三條　戸數割ハ壹戸貳拾錢トシ等級割ハ壹率金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ四分シ壹月四月七月十月ニ徴收スルモノ分割上端數ヲ生スルトキハ其最初初月ノ徴收額ニ加ヘテ徴收ス

第五條　組合員ハ指定ノ期日ニ納付スヘシ若シ納付セサルトキハ組合定款ニ依リ處分シ之ニ要スル費用ハ總テ未納者ノ負擔トス

第六條　經費ハ本年度中七月以前ニ開業スルモノハ一ヶ年分七月以後ニ開業スルモノハ半ヶ年分ヲ課シ七月以前廢業スルモノハ半ヶ年分其以後ノモノハ壹ヶ年分ヲ課シ開廢業共ニ其手續ヲ了スルト同時ニ納付スベシ

第七條　新開業者ノ經費ハ組合等級割ノ最下位ヲ以テス

第八條　賦課法ニ錯誤或ハ違算アリト認メタルトキハ徴收合書ヲ受ケタル壹周間内ニ訂正ノ申請ヲナスベシ

第九條　收入ニ剰餘金ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

●新流行色審査會　糸絹諸色染部の有志者が發起に係る染色研究會にては平素染色の研究をなしつゝある傍ら昨年より毎年壹回翌年度の新流行色の見込を立て壹名につき四点以下の染上げを蒐集し之れが審査を施し夫れ〳〵擬賞して奬勵法を設けたりしが本年は其第二回を擧行するに付いし去る十五日後壹時より組合事務所に於て

列席に於て同僚せる人員は審査員には金子工學士小林染色技師を始め西村呉服店田村喜兵衛氏飯田新七三越呉服店下村呉服店の諸氏に嘱托し匿名審査を行ひ擬賞に洩れたるもの左の如し

壹等賞　絹糸木綿本種次郎、櫻貳色及土呂鼠色中村留次郎、大内茶色早田染料店

貳等賞　灰茶鼠色藤野文次郎、櫻納戸及梅櫻高間藤吉、ブドウ田染料店、御ヶ枝茶早田染料店、紅人色夢田染料店、すゞ竹茶木村染料店

参等賞　茶鼠色鶯六文蔵、鉄鼠及子鼠浅野虎吉、古鼠鼠色今村久蔵、春日鼠及太閤茶福木太市、新杏葉中川小九郎、狸茶高橋清三郎

等外優等　藤ブルー舟木政蔵、青雲色及小柳色新仁三吉、[illegible]色宮本清太郎、歌島鼠中川平九郎、鈍茶木下留次郎、小町鼠早田染料店、スマッシュ、アーン、ラアーロスカイカラー木下金次郎、ハイロン色比果染料店

五號活字二十二字詰　一行　貳拾五錢
特別廣告料　一行　四拾錢
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘
發行兼印刷人　藤本謂右衛門
編輯人　高谷復次郎
京都市上京區釜座通竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所
電話千六百七十七番

京都染物同業組合月報

公示

公示第四號

左記ノモノ職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治四十三年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

小枚染部員高木八十次郎徒弟　余座由之助
仝　北岡米吉
友仙部員久保田安吉　仝　加藤重松
仝　山本實之助
紺染部員永井駒之助　仝　荒木伍一
仝　鳳戸芳太郎
湯熨斗部員倉田及次郎　仝　東山トヽ
仝　落合トク
友仙部員鈴木六助　仝　黒田春吉
浸部部員益富豊松　仝　松本喜三郎
仝　部員中川松次郎　仝　大西源逸
友仙部員高崎七郎　仝　岩本岩吉
漂物部員八田栄之助　仝　成田吉次郎
友仙部員[illegible]吉　仝　松本栄太郎
仝　部員草野七郎　仝　清水金三郎
仝　部員細井松次郎　仝　木全兵次郎
仝　部員[illegible]次郎　仝　谷組巳之助
糊置部員[illegible]　仝　神澤銀三
上書部員[illegible]之助　仝　伊藤種三郎
友仙部員鈴[illegible]次郎　仝　聽工
漂染部員永井駒之助　徒弟　大隅三松
友仙部員[illegible]田伊三郎　仝　日比定吉
仝　荒井長之助

公示第五號

左記ノモノ年期滿了且屋主ト示談解傭ノ手續キヲ了セリ此旨公示ス

明治四十三年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

浸落部員益富豊吉　徒弟　山本真太郎
友仙部員永江久吉　仝　黒田春吉
仝　部員四崎安太郎　仝　寺川正次郎
上書部員片岡平一郎　仝　松本宇三郎
糊物部員飯田富吉　仝　三田村藤吉

公示第六號

左記ノモノ爾今組合員ニ於テ傭使スルコトヲ停止ス

明治四十三年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

色挿部員青木吉次郎　徒弟　上島信藏
友仙部員見島宇一　仝　狩野峰太郎
麁打部員中西清兵衛　仝　岡本エヽ
仝　部員吉田甚太郎　仝　比果喜代太郎
仝　部員田中仁三郎　仝　上田駒吉
上書部員田中仁三郎　仝　小林孫次郎
友仙部員松本章次郎　仝　坂崎エチ

公示第七號

本月一日午前十時當組合事務所ニ於テ知事市長其他貴賓ノ臨席ヲ請ヒ本組合各部徒弟修業狀并ニ實狀授與式ヲ擧行シ別紙ノ通リ之ヲ授與セリ此旨公示ス

明治四十三年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

修業狀

何々部員何某徒弟
何　某

一修業年限　自何年何月　至何年何月

右修了ノ旨授業師何某ノ願告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款第九條第十款第十五項ニ依リ修業狀ヲ附與ス

明治四十三年二月一日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

賞狀

何々部員何某徒弟
何　某

右ハ徒弟契約以來品行方正ニシテ業務ニ精勵シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠實ニ其期間ヲ滿了セシハ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ從ヒ茲ニ賞狀ヲ附與シ其篤行ヲ表彰ス

明治四十三年二月一日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

修業狀及賞狀受領者左ノ如シ

浅色板部員田中富之助　徒弟　眞田照藏
形彫部員字野米吉　仝　木谷眞三郎
仝　部員兒玉米次郎　仝　福井傳三郎
仝　部員尾崎源吉　仝　河合伊三郎
湯熨斗部員安井タケ　仝　海谷サト
麁打部員栄田増之助　仝　並川安太郎
仝　部員角樹藤吉　仝　宮崎常吉
浸落部員西島徳吉　仝　相生留吉
上書部員絲島萬吉　仝　高橋梅次郎
茶染部員信井長次郎　仝　上村喜三郎
湯熨斗部員吉田吟三郎　仝　西村政吉
正紺部員西脇竹次郎　仝　磯野喜和次郎
茶染部員木村湯兵衛　仝　今井ハマ
仝　吉田リウ
仝　近藤リキ
仝　橋キク
湯熨斗部員山岸米吉　仝　上西シヲ
仝　部員西川常吉　仝　島田キク
上書部員山田宗次郎　仝　川邊善兵衛
友仙部員太田米次郎　仝　内貴庄八
仝　部員五十嵐忠次郎　仝　大杉喜三郎
仝　木村卯七
仝　川口仙太郎
引染部員平野長三郎　仝　岡本佐助
麁打部員信樂タケ　仝　篠田與三郎
仝　橋永邦太郎
仝　山本ヽヲ
練物部員鶴川大次郎　仝　栗津政次郎
仝　部員西川勘松　仝　宇盛養三郎
仝　高田豊七
茶染部員酒井長三郎　仝　小笹伊三郎
友仙部員毛利源次郎　仝　栗田虎吉
藍染部員武田新　仝　藤井房次郎
茶染部員吉本平次郎　仝　内田音治
仝　西山カチ
形彫部員木宮フル　仝　古山御次郎
友仙部員日々野治其三郎　仝　金入保伊兵衛
糊染部員宮川藤次郎　仝　北村留吉

修業狀受領者左ノ如シ

中形部員大杉トヲ　徒弟　川上己代松
小枚染部員大村傳次郎　仝　村山和三郎

© Kyozomekai

業別	三十九年 徒弟職工	三十九年 職工	三十九年 計	四十年 徒弟職工	四十年 職工	四十年 計	四十一年 徒弟職工	四十一年 職工	四十一年 計
絞打	二五	九四	一〇三	一九	一四	一四八	一六	一〇	一六
絞上圖	一一九	一四五	一四八	一六四	二〇四	二〇一	二〇四	二一	二一
絞物	五三	五七	五七	二六一	三一二	三二八	二八一	二一	二八
中形紺染	五九	六一	六〇	二八四	四五	四五	四五	二一	四五
小紋紺染	一六四	二〇四	二〇一	一二〇	一五	一五	一五	一一	一五
手拭染	二六一	三一二	三二八	二八一	九	九	九	一一	九
長地紺染	四五	四五	四五	四五	三〇	三〇	三〇	一一	三〇
番茶染	一六	一五	一五	一一	九	九	九	一一	九
紅藍染	七四	七五	七四	七四	七四	七四	七四	一一	七四
生藍染	二〇三	二四三	二四九	二四三	二四九	二四九	二四九	一一	二四九
鶯茶斗	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	一一	四五
鶯茶染物合計	二、五六四	二、九四六	二、〇七〇	二、〇七〇	二、〇七〇	二、〇七〇	二、〇七〇	一一	二、〇七〇

職工徒弟年別統計表

●職工徒弟數　此頃に於ては組合員に反し年々減少するの傾きあるも實際に於ては統計以上の數を示すは明かなる事實なり其理由は組合員は職工徒弟數を一々登記する時は忽ち組合は稅務署に報告し營業稅に影響を及ぼす事ならんと把握の結果解傭せし分は直に屆出をなすも夏入れたるものに對して成るべく猶するの傾向を生する即ち有るに依るものなり然れども斯かることは全く把握にして組合と稅務署とは何らの聯絡を有せざるものなれば登記の手續を怠たらざる樣希望せりと

●製產額及其價格　明治廿九年より四十一年に至る三ヶ年間に於ける京都は累年減少せり之れ全く經濟界の不況より生ずる結果なり

京都染物同業組合製造高及價格年別表

業名	三十九年度 數量	三十九年度 價格	四十年度 數量	四十年度 價格	四十一年度 數量	四十一年度 價格
友仙	六八、五四一	五五四、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇
下書彩色	五五、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇	五五、一二〇
茶染	八八、九六〇	八八、九六〇	八八、九六〇	八八、九六〇	八八、九六〇	八八、九六〇
形彩	六二、五五〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇
藍染	三四、八〇〇	三四、八〇〇	三四、八〇〇	三四、八〇〇	三四、八〇〇	三四、八〇〇
糊置	一八、八八一	一八、八八一	一八、八八一	一八、八八一	一八、八八一	一八、八八一
紫染	二六、二五〇	二六、二五〇	二六、二五〇	二六、二五〇	二六、二五〇	二六、二五〇
火汁付	八六、九二〇	八六、九二〇	八六、九二〇	八六、九二〇	八六、九二〇	八六、九二〇
製物	五二、八四〇	五二、八四〇	五二、八四〇	五二、八四〇	五二、八四〇	五二、八四〇
浸落	四八、一七〇	四八、一七〇	四八、一七〇	四八、一七〇	四八、一七〇	四八、一七〇
中形紺染	二四、〇六〇	二四、〇六〇	二四、〇六〇	二四、〇六〇	二四、〇六〇	二四、〇六〇
湯製斗	一八、八六〇	一八、八六〇	一八、八六〇	一八、八六〇	一八、八六〇	一八、八六〇
紺染	四四、一八〇	四四、一八〇	四四、一八〇	四四、一八〇	四四、一八〇	四四、一八〇
絞上圖	三三、四七〇	三三、四七〇	三三、四七〇	三三、四七〇	三三、四七〇	三三、四七〇
絞物	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇
紅藍染	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇
生藍染	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇
鶯茶斗	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇	八八、八八〇
鶯茶染物合計	三、五六四、二〇〇	三、五六四、二〇〇	三、五六四、二〇〇	三、五六四、二〇〇	三、五六四、二〇〇	三、五六四、二〇〇

●徒弟學校開始　倒年四月より九月に至る當組合立の徒弟夜學校は來る四月一日より開始するに就き志願者は此際申込むべく又雇主たるものは徒弟の書類に捺印通牒書を受けしかるのち

に割くは當然の義務なり進んで入學せしめらるべし授業時間は毎日午後七時より九時迄なるも日の長短に依り伸縮するものなり

決算資本金のみの一割を增額するとも、せう然れども實際減額すべき理由あるものは減じて差支なきものとす現も角資に至るものは組合員の行動一同せず組合に一任せるもの或は直接稅務署の召喚に應じ調印せしものもあるを以て交渉上不便を感じたり尤も組合に於ても組合員の實際の坪數なり且つは建物の構造を知らざるを以て具体的に減額の理由を說明する能はざるが故に絕對に强固なる願書を取るを得ざる結果なり今後は益に綿み來る二月より納稅資格者につき一々實地の測量をなし之れが材料を蒐集して交渉するの方針を取る器にて來月早々より事務員出張實測をなすべき筈なれば便宜を與へられたく兼め祀し置く

●絞打部役員就任　同部長改撰後增岡同部長より去る廿六日部總會を召集し部役員の撰擧會を開催せしに左の諸氏選ばれたり

副部長　久保田伊助　田納役　屆澤松次郎
總代係
黑川　繁藏　大野　丹吾　西村栄三郎
長瀨竹次郎
部會議員
中西清兵衛　奥　庄次郎　前田　駒吉
長尾　芳郎　三部半次郎　圓山弁三郎
信樂甚兵衛　加口　芳藏
以上當選就任し二月六日役員會を開催し明治四十二年度の部經費收支豫算を議定したり

●枝織機組合員　同部役員任期滿了につき改撰擧會を行ひたる左の諸氏當選せられたり

部長　堀[illegible]　貞吉
副部長　渡邊久次郎　村田　源助
部會議員
引[illegible]　[illegible]七郎　長倉栄次郎　中島太三郎
藤田清次郎　山田邦之助　芝　竹次郎
正田伊之助　石津藤三郎　坂本岩次郎
田村[illegible]

●枝上織部部會　同部役員任期滿了につき改撰擧會を行ひたる左の諸氏當選したり當去る十三日役員會を開催し本年度決算及四十二年度豫算を議決することを左の如し

一部長　井深英之助
副部長　木村小八郎
一出納役兼幹事　澁谷元雄
一部會議員　横山與市
一仝　岩本藤太郎
一仝　中森喜三郎
一仝　生咲英太郎
一仝　藤枝吉藏
一仝　木田金四
一仝　西濱竹次郎
一仝　田中仁一郎
一仝　川合梅之丞
一仝　笠淚猪之助
一仝　山田宗次郎
一仝　山内仙之助
一仝　内藤音吉
一仝　高野儀助

以上當選就任

一本部顧問ニ囑托シタル氏名左ノ如シ
一顧問　藤井百太郎
一仝　古田新之助
一仝　大槻三三
一仝　山内清吉
一仝　森田菊松
一本部徒弟共進會役員氏名左ノ如シ
一會長　森田菊松
一審査長　鮒島高吉
一審査員　澤池元雄
一仝　木村小八郎
一仝　山内清吉
一仝　古田新之助
一幹事　岩本藤太郎
第一部　岩本藤太郎
第二部　田中仁一郎
第三部　中森喜三郎
第四部　枝吉藏
第五部　生咲英太郎
第六部　笠淚猪之助
第七部　横山與市
第八部　木田金四
第九部　川合梅之丞
第十部　内藤音吉
第十一部　西濱竹次郎
第十二部　高野儀助
第十三部　山内仙之助
第十四部　山田宗次郎

明治四十年度
枝上書部經費收支決算收入之部

一金壹百〇五圓四拾五錢也　總收入金額
內譯
一金壹百參拾八圓參拾錢　經費收入
一金五拾八圓六拾五錢　追加經費收入
一金五　圓　國債利子
一金參圓五拾錢　雜收入
計

支出之部

一金壹百七拾七圓六拾錢也　總支出金額
內譯
一金拾圓五拾八錢五厘也　文具費
一金五圓貳拾五錢也　印刷費
一金六圓拾錢也　會議費
一金貳　圓也　旅費
一金六　圓也　報酬費
一金拾五圓八拾參錢也　賞費
一金九圓五拾錢也　徒弟共進會投與式費
一金四圓〇八錢也　物品供給費
一金九圓貳拾錢也　雜費
一金拾貳圓五拾錢也　百回紀念式費
一金拾圓七拾壹錢也　類四分ノ一價却金
一金八圓四拾四錢也　雜費
一金拾八圓七拾五錢也　慰靈會費補助
一金五拾八圓六拾五錢也　關西聯合共進會出品總費用
計金百七輪七圓六拾錢也
差引金貳拾七圓八拾五錢　殘金
但シ四十一年度ヘ繰越ム

明治四十二年度
枝上書部經費收支豫算

收入之部

一金貳百參拾四圓七拾六錢也
內譯
一金貳拾六圓四拾錢也　金貳圓六拾四錢
一等十戶一戶ニ付
一金參拾五圓貳拾錢也　金貳　圓貳拾錢
二等十六戶仝
一金參拾壹圓六拾八錢也　金壹圓七拾六錢
三等十八戶仝
一金貳拾九圓〇四錢也　金壹圓參拾貳錢
四等廿二戶仝
一金貳拾六圓四拾錢也
五等三十戶一戶ニ付　金八拾八錢
一金拾八圓〇四錢也
六等四十一戶仝　金四拾四錢
一金六拾八圓也　雜收入
計

支出之部

一金貳百參拾四圓七拾六錢也
內譯
一金拾貳圓也　文具費
一金拾貳圓也　事務取扱費
一金拾貳圓也　印刷費
一金拾　圓也　會議費
一金拾八圓也　旅費
一金五　圓也　調査費
一金六　圓也　談話會費
一金拾　圓也　報酬金
一金參拾六圓也　賞品費
一金五拾圓也　徒弟共進會費
一金八　圓也　休育費
一金五　圓也　祝吊費
一金貳拾圓也　雜費
一金貳拾壹也　慰親會費補助
一金拾圓七拾六錢也　雜費
計

賦課徵收方法

一賦課標準ハ納稅額及就業者數ニ據リ之ヲ賦課シ二期ニ分チ徵收ス

●鶴斗部決算及豫算　同部の四十一年度部經費收支決算及四十二年度の部經費收支豫算は左の如く認可せらる

明治四十一年度京都染物同業組合鶴斗部經費收支決算表

收入ノ部

一金百四拾八圓八拾八錢
內譯
一金百四拾八圓五拾六錢　經費實收入
金參　拾　貳　錢　工賃最低價格標準表
支出ノ部
一金百四拾八圓八拾八錢
內譯
一金拾六圓六拾錢　印刷費
金拾六圓六拾錢　文具費
金四圓八拾參錢

© Kyozomekai

金四拾壱圓也　臨時雇給
金八圓七拾壱錢五厘　傭付品費
金貳拾八圓参拾五錢　雑費
金参拾四圓也　会議費
金拾五圓参拾八錢五厘　現在有金

京都府告令第一一八三號
京都市上京區釜座通竹屋町下ル
京都染物同業組合
明治四十二年二月十六日付申請其組合規約ニ鄙
明治四十二年度経費徴収方法ノ件認可ス
明治四十二年三月三日
京都府知事　大森鍾一

明治四十二年度京都染物同業組合
歳入歳出経費予算表

歳入ノ部

一金壱百七拾八圓貳拾貳錢五厘
内訳
金貳拾五圓也　印刷費
金拾圓也　文具費
金四拾八圓也　臨時雇給
金拾圓貳拾貳錢五厘　傭付品費
金参拾圓貳拾貳錢五厘　雑費
金五拾五圓也　会議費

●図案博覧会　當組合の出品申込者は非常に多く三十八間の場所に對し四十六間の申込あるを以て詰り十八間の不足を生じ爲めに出品者最初の申込に基る能はざる次第となれり出品は来る一日迄には是非陳列を終る積なれば出品者は豫め準備し置かるべし

●京都商品陳列場　同崎公園内に新築せられたる同館は来る四月一日より開館し一般の縦覧を許す筈なれば出品者は左の規則為軍の上

京都商品陳列所出品規程

第一條　出品物ハ左ノ部類ニ區別ス
一織物
一染物
一刺繍
一糸組物
一陶器
一漆器
一扇子團扇
一金属及七寶
一小間物及化粧品
一人形玩具
一貯蔵飲食品
一學藝
一雑貨其他
一園藝

第二條　出品人ハ本市ニ於テ製造又ハ加工ナシ若クハ販賣スルモノニシテ本市役ヲ納ムルモノニ限ル

第三條　出品人ハ自己営業ノ状態ヲ表示スル出品ナスコトヲ要ス

第四條　左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ズ
一風俗若クハ秩序ヲ紊レ又ハ公衆ニ嫌惡ノ感ヲ與フルモノ
一危險又ハ驚敗ノ虞アリト認ムルモノ
但レ包装又ハ模型ヲ以テ出品スルモノハ此限ニアラズ

第五條　本所ノ出品期限ハ毎年左ノ二期ニ區分ス
第一期　自四月一日　至九月三十日
第二期　自十月一日　至翌年三月三十一日

第六條　本條出品ノ陳列換ハ各期末トス
但レ本所ニ於テ陳列ノ變更ヲ必要ト認ムルトキハ臨時陳列換ヲナサシムルコトアルベシ

第七條　本所ニ出品セントスル者ハ第一期ハ毎年二月末日迄第二期ハ毎年八月末日迄ニ出品願ニ（第一號書式）出品概目録（第二號式）ヲ添ヘ本所ニ差出シ出品ノ許可ヲ受クベシ

第八條　前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ更ニ出品目録（第三號書式）及組合（第四號書式）ニ提出

但レ第三號ノ目録及第四號ノ解説書中商事ノ機密ニ關スルモノハ表示セザルモ妨ケナシ

第九條　本所ハ出品品目ノ多數ナルトキハ其數量ヲ制限シ又ハ交換陳列ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十條　出品人ハ第七條ノ許可ヲ受クタルトキハ本所指定ノ箇所ニ直チニ陳列ヲナスベシ

第十一條　出品人ハ出品陳列及セ装飾等ニ就キ豫メ本所ニ申出デ其ノ承認ヲ受クベシ

第十二條　出品ニ對シ特ニ陳列、装飾等ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負担トス

第十三條　出品人ハ其ノ代理人又ハ雇人ノ行爲ニ就キ一切ノ責ニ任ズベシ

第十四條　出品人ハ出品ノ表示代價ニ變動アルトキハ直チニ本所ニ届出デルコトヲ要ス

第十五條　出品人ハ本所ノ許可ヲ經ズシテ其ノ出品ノ交換又ハ撤出ヲナスコトヲ得ズ

第十六條　本所ノ出品物ハ總テ即賣ヲ許サズ
但特別ノ事由アルトキハ本所ノ臨機ノ取扱ヲスコトアルベシ

第十七條　本所ハ出品中ト雖粗製濫造ノ形跡又ハ不正ノ行爲ヲ發見スルトキハ其ノ出品ノ許可ヲ取消シ直チニ其出品ヲ撤去セシムベシ

第十八條　本所ニ於テハ出品物ニ對シ相當ノ保護ヲナスト雖水火盜難其他避グベカラザル災害ヨリ起ル破損汚穢紛失等アルモ本所ハ其責ニ任セズ

第十九條　開場ニ際スルモノハ臨時ニ出陳セシム
但時宜ニ據リ館内ニ出陳セシムルコトアルベシ

第二十條　臨時出品物ハ出品人ニ於テ相當ノ保護ヲナスベシ

第二十一條　出品人前條ノ保護人ヲ置クトキハ本所看護人及閲丁心得ヲ選守スベシ

第二十二條　本所ハ出品中特種ノ工藝品ヲ撰擇シ特室ニ陳列ス

染色見本帖
染
織
糸
標本帖は好く
意匠調製
製本堅牢意匠斬新
價格低廉実店の特色
京都市油小路清水
小路清三郎
五號活字二十二行　一行　貳拾五錢
特別廣告料　四行　拾錢
廣告料ハ總テ實金ニ可申受候事

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘
發行兼印刷人　鄭本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
京都市上京區釜座通竹屋町南入
京都染物同業組合事務所
發行所

京都染物同業組合月報

左の一篇は評議員宮崎兵衛氏が去る十五日の講話會に於て述べられたる概要を摘録して論説に代ふ

元来京都は千有餘年の昔平安朝の都として繁盛の地たりしが故に新様なる事物を迎ふるに敏なりしが故に新様なる事物を迎ふるに敏なりしが故に新様なる事物を迎ふるに敏な

右の通り曾區裁判所執達吏の手を以て照會に及びたるに廣瀬吉兵衛は之に對する左の告知書を送附し來りたり

告知書

京都市下京區烏丸通松原下ル
　　廣瀬吉兵衛

告知人
仝　市上京區笠屋通竹屋町下ル
　　石田喜兵衛

被告知人
告知事項

一被告知人ハ明治四十二年十一月廿九日角谷長太郎ニ對スル染代金支拂方ニ付催告ナシタルトモ元來角谷長太郎ハ明治四十二年七月十五日頃告知人所有ノ絹紬三千五百三十六反内三千三百八十六反ヲ一反ノ染賃九錢ヲ、百五十反ヲ一反同上拾貳錢ヲ、ニテ明治四十二年八月五日迄ニ悉皆染上ゲヲ終リ告知人商店ニ送致スベキ契約ニテ染上方ヲ委託シタルニ角谷長太郎ハ契約ノ期間内ニ染上ゲヲ怠リ漸ク九月七日頃ヨリ十月五日迄ニ持參シタルニ付キ告知人ハ多ニ商機ヲ誤リ其後絹紬ハ漸次下落シ前記ノ絹紬ハ漸次下落シ前記ノ絹紬ハ今猶告知人ノ手許ニ保管セザルヲ得ザルノ不幸ニ陥リ約八百圓餘ノ損害ヲ招キタリ故ニ角谷長太郎ニ其事由ヲ告ゲ染賃合計參百貳拾貳圓七拾四錢（内拾六圓拾參錢七厘歩引差引金參圓〇六圓五拾錢ヲ半額ニ減ズベキ旨ヲ申談シ同人モ夙ニ之ヲ承諾シ内金七拾圓ヲ受取リ乍ラ突然不拂ノ通知ヲナシタルハ最モ不當ニシテ決シテ告知人ハ工賃不拂者ニアラズ依テ茲ニ之ヲ告知スルモノナリ

右ノ通リ告知相成度此段申陳候也

此告知書に依れば既に後初の約束をなしたる角谷長太郎の染工賃壹歩直段を否認しあるも現在廣瀬へ納めある運候を見れば約束直段を記入しあるのみならず廣瀬に於て之れを認め居るもの、如く該店員立會勘定の上高は角谷の云ふ通りの工賃なると又當百五拾圓にて略ぼ水知し内金七拾圓を受取りたるもの、如くあるも之れ全く八月廿一日に受取りたるものにて進勘定仕拂を請求して紛議を生せし以前の事なれば之れは正當の告知とは認められざる所なれば實際組合は双方立會をなされる上申出を試みるの方法に依り十分に聞き取りたりしも決局水掛論にて妥協を得ず依て組長は角谷長太郎の陳辯に依り最初約束の通直段に直し廣瀬吉兵衛の水揚を促し尚注商機を誤りて損害を生じたりとて職方に其實を負はしひるの商習慣なき事且つ絹紬の下落は七月に於て甚だしかりしものにて染上げの後れたる理由に基くものとも認められざる等の点を挙げて反省せしめたり其結果双方より仲裁を委任せるを以て左の通り判斷し双方に通じたり

仲裁判斷書

角谷長太郎
廣瀬吉兵衛

一右両人ニ係ル染物賃金請求事件ノ計算書ハ左ノ如シ

一金四百參拾八圓貳拾錢
絹紬三千五百三十六反ニ對スル染代金請求總額
内金七拾圓也　八月三十一日受取濟
差引殘額參百六拾八圓貳拾錢

一右染物賃金請求事件ニ對スル係爭者双方合意ノ上當組合組長ニ本件仲裁判斷ヲ申請セルニ依リ双方ノ申立及事實ヲ調査シ仲裁判斷スルコト左ノ如シ

廣瀬吉兵衛ハ角谷長太郎ニ殘額金參百六拾八圓貳拾錢ノ内貳百五拾圓ヲ明治四十二年十二月三十日限リ支拂フベク又角谷長太郎ハ廣瀬吉兵衛ヨリ該金貳百五拾圓ヲ受取リ本件取引勘定ノ決濟ヲ完了スベシ

右の通知をなしたるに双方に於ては不滿足の模様なりしも決局金錢授受の手續を了して一段落とせり若し今後斯かる事件起るとせば組合員たるものは最初約束する時に於て十分注意し約束事項は總て覺書にても徴し置かざれば不慮の損害を招く事あるべし

●講演會　去る九日午後三時より染物織物に關する青年者が組織せる同窓會は府廳内三八倶樂部に於て講演會を開きたり其趣意は斯業に關係ある實業學校の出身者が一堂に會合して意志の疎通を謀り又智識の交換を圖るを目的とし尚は廿世紀の青年者たるものは大にハイカラがらざるを得ず故に西洋料理の食ひ方を習得し置くは今日の急務なりとし特に會場を洋食店たる三人風樂部に於てせし理由なりと聞くに至りては待するとて招待狀を發したるが其文面に演說をやるから奬勵のために來聽せよとの書ありてもつたから之れは定めし青年會員が演說の稽古旁餘興に供するものと信じ出掛けた人もありたるやに聞くに奬勵のために聞けば本年の博士達ちが壹人々の話を聞くに奬勵のため

右の通り曾區裁判所執達吏の手を以て照會に及びたるに廣瀬吉兵衛は之に對する左の告知書を送附し來りたり

告知書

京都市下京區烏丸通松原下ル
　　廣瀬吉兵衛

告知人
仝　市上京區笠屋通竹屋町下ル
　　石田喜兵衛

被告知人
告知事項

一被告知人ハ明治四十二年十一月廿九日角谷長太郎ニ對スル染代金支拂方ニ付催告ナシタルトモ元來角谷長太郎ハ明治四十二年七月十五日頃告知人所有ノ絹紬三千五百三十六反内三千三百八十六反ヲ一反ノ染賃九錢ヲ、百五十反ヲ一反同上拾貳錢ヲ、ニテ明治四十二年八月五日迄ニ悉皆染上ゲヲ終リ告知人商店ニ送致スベキ契約ニテ染上方ヲ委託シタルニ角谷長太郎ハ契約ノ期間内ニ染上ゲヲ怠リ漸ク九月七日頃ヨリ十月五日迄ニ持參シタルニ付キ告知人ハ多ニ商機ヲ誤リ其後絹紬ハ漸次下落シ前記ノ絹紬ハ漸次下落シ前記ノ絹紬ハ今猶告知人ノ手許ニ保管セザルヲ得ザルノ不幸ニ陥リ約八百圓餘ノ損害ヲ招キタリ故ニ角谷長太郎ニ其事由ヲ告ゲ染賃合計參百貳拾貳圓七拾四錢（内拾六圓拾參錢七厘歩引差引金參圓〇六圓五拾錢ヲ半額ニ減ズベキ旨ヲ申談シ同人モ夙ニ之ヲ承諾シ内金七拾圓ヲ受取リ乍ラ突然不拂ノ通知ヲナシタルハ最モ不當ニシテ決シテ告知人ハ工賃不拂者ニアラズ依テ茲ニ之ヲ告知スルモノナリ

右ノ通リ告知相成度此段申陳候也

此告知書に依れば既に後初の約束をなしたる角谷長太郎の染工賃壹歩直段を否認しあるも現在廣瀬へ納めある運候を見れば約束直段を記入しあるのみならず廣瀬に於て之れを認め居るもの、如く該店員立會勘定の上高は角谷の云ふ通りの工賃なると又當百五拾圓にて略ぼ水知し内金七拾圓を受取りたるもの、如くあるも之れ全く八月廿一日に受取りたるものにて進勘定仕拂を請求して紛議を生せし以前の事なれば之れは正當の告知とは認められざる所なれば實際組合は双方立會をなされる上申出を試みるの方法に依り十分に聞き取りたりしも決局水掛論にて妥協を得ず依て組長は角谷長太郎の陳辯に依り最初約束の通直段に直し廣瀬吉兵衛の水揚を促し尚注商機を誤りて損害を生じたりとて職方に其實を負はしひるの商習慣なき事且つ絹紬の下落は七月に於て甚だしかりしものにて染上げの後れたる理由に基くものとも認められざる等の点を挙げて反省せしめたり其結果双方より仲裁を委任せるを以て左の通り判斷し双方に通じたり

仲裁判斷書

角谷長太郎
廣瀬吉兵衛

一右両人ニ係ル染物賃金請求事件ノ計算書ハ左ノ如シ

一金四百參拾八圓貳拾錢
絹紬三千五百三十六反ニ對スル染代金請求總額
内金七拾圓也　八月三十一日受取濟
差引殘額參百六拾八圓貳拾錢

一右染物賃金請求事件ニ對スル係爭者双方合意ノ上當組合組長ニ本件仲裁判斷ヲ申請セルニ依リ双方ノ申立及事實ヲ調査シ仲裁判斷スルコト左ノ如シ

廣瀬吉兵衛ハ角谷長太郎ニ殘額金參百六拾八圓貳拾錢ノ内貳百五拾圓ヲ明治四十二年十二月三十日限リ支拂フベク又角谷長太郎ハ廣瀬吉兵衛ヨリ該金貳百五拾圓ヲ受取リ本件取引勘定ノ決濟ヲ完了スベシ

右の通知をなしたるに双方に於ては不滿足の模様なりしも決局金錢授受の手續を了して一段落とせり若し今後斯かる事件起るとせば組合員たるものは最初約束する時に於て十分注意し約束事項は總て覺書にても徴し置かざれば不慮の損害を招く事あるべし

●講演會　去る九日午後三時より染物織物に關する青年者が組織せる同窓會は府廳内三八倶樂部に於て講演會を開きたり其趣意は斯業に關係ある實業學校の出身者が一堂に會合して意志の疎通を謀り又智識の交換を圖るを目的とし尚は廿世紀の青年者たるものは大にハイカラがらざるを得ず故に西洋料理の食ひ方を習得し置くは今日の急務なりとし特に會場を洋食店たる三人風樂部に於てせし理由なりと聞くに至りては待するとて招待狀を發したるが其文面に演說をやるから奬勵のために來聽せよとの書ありてもつたから之れは定めし青年會員が演說の稽古旁餘興に供するものと信じ出掛けた人もありたるやに聞くに奬勵のために聞けば本年の博士達ちが壹人々の話を聞くに奬勵のため

止ヲ解除ス
聽打部員水谷健次　徒弟　森野治三郎
仝　部山中員惣吉　徒弟　吉田義次

日英博覽會受賞者

名譽賞　木村勘兵衛
仝　友仙協會
仝　宮崎半兵衛
銀牌　岡島羽三郎
仝　桂菁勝
仝　森井喜弐市
仝　永井新之助
仝　井上芳兵衛
銅牌　橋村雅
褒狀　以上

雜報

●湯製斗賃改正　全部は既報の如く總會を開き工賃標準の改正を行ひ之れに伴ひ其實行規程を設くるの必要上之れが起草をなし去る十六日午後六時より組合事務所に於て總會を開催し之れを討議し愈〻確定したるを以て來る九月一日より實行することゝし其認可申請を爲したるを以て組合に於ても夫れ〳〵手續を了したる筈なり工賃表は左の通り

●湯製斗賃金最低價格規定（御召區）

一御召　壹反のし計り　拾五錢
仝　仕立計り　六錢
仝　地入計り　五錢
仝　のし仕立　貳錢
一仝　壹疋のし計り　參拾錢
仝　仕立計り　拾貳錢
仝　地入計り　拾錢
仝　のし仕立　四拾錢
一仝　四丈物及四丈五尺物のし仕立　貳拾錢
仝　仕立計り　拾參錢
仝　地入計り　拾錢
仝　のし仕立　壹拾錢
一仝　四丈物のし仕立　參拾錢
一絹　縮　壹反のし計り　拾七錢
仝　仕立計り　八錢
仝　地入計り　八錢
一平御召　壹反のし計り　九錢
仝　仕立計り　六錢
仝　地入計り　六錢
一仝　壹疋のし計り　拾八錢
仝　仕立計り　拾貳錢
仝　地入計り　拾貳錢
一絽　縮　壹疋　レホ立　六錢
仝　レホ立卷　八錢
一仝　壹反　レホ立　四錢
仝　レホ立卷　六錢
一明　石　壹反のし計り　拾八錢
仝　仕立計り　七錢
仝　地入計り　拾四錢
仝　地入のし仕立　參拾九錢
一仝　六丈　壹疋のし計り　參拾六錢
仝　仕立計り　拾四錢
仝　地入計り　貳拾八錢
仝　地入のし仕立　七拾八錢
一仝八丈及九丈流　壹疋のし計り　五拾錢
仝　仕立計り　拾七錢
仝　地入計り　參拾七錢
仝　地入のし仕立　壹圓〇四錢
一上　布　壹反のし計り　九錢
仝　仕立計り　六錢
仝　地入計り　六錢
一仝　六丈　壹疋のし計り　拾八錢
仝　仕立計り　拾貳錢
仝　地入計り　拾貳錢
一絽　明　石　壹反のし計り　拾錢
仝　仕立計り　四錢
仝　地入計り　六錢
一御召丸帶　のし計り　貳拾錢
仝　地入計り　四錢
一仝　丸　す　のし計り　六錢
仝　地入　貳錢
●湯製斗賃金規定（七袋區）
一御召、袋賃織、明石　壹反ニ付　拾壹錢
一仝　八掛付　のし上ゲ　仝　拾參錢
一絽縮、絹ちぢみ、御縮み、米澤、木綿織、市楽　仝　八錢
仝八掛付、しす付　仝　拾
一新織、絹紬、糸入しま、木綿しま　仝　七錢
仝　濱大廣　仝　貳拾錢
一大巾兵兒　仝　貳拾錢
仝　中巾兵兒　仝　六錢
仝　丸のし　仝　五錢
一絽縮牢天、中立　壹枚分ニ付六錢
仝　壹ッ身　仝　五錢
一女丸帶　壹筋ニ付九錢
一御召丸のし　壹枚ニ付　拾壹錢
一袴　地　仝　八錢
一仝　丸のし　仝　拾壹錢
一羽織長、袴裏　仝　拾壹錢
一圓　巾　のし上ゲ　壹枚ニ付　四錢
一九寸帶、男帶、八寸帶、除ク　仝　參錢五厘
一大ふくさ　仝　參錢
一中ふくさ　仝　貳錢
一小ふくさ　仝　壹錢五厘
一襦　裏　仝　壹錢五厘
一半　襟　仝　六厘
一切々物一尺以上三尺以内　仝　貳錢
一仝　三尺以上五尺以内　仝　五尺以上七尺以内　貳錢五厘
一仝　七尺以上一丈以内　參錢
一仝　一丈以上一丈五尺以内　參錢五厘
一仝　一丈五尺以上二丈以内　四錢
一仝　二丈以上　仝　六錢
●湯製斗賃金規定（絹織區）
一大　巾　一疋のし仕立　參拾錢
仝　のしゆゲ　拾七錢
仝　仕立計り　拾九錢
仝　のし　參拾壹錢
一仝　反物のし仕立　拾七錢
仝　のし上ゲ　拾錢
仝　仕立計り　拾壹錢
仝　兵兒織入一本のし仕立但文庫付拾錢
一西　陣　中巾のし仕立　貳拾參錢

仝　仕立計り　拾四錢
仝　のし卷　貳拾四錢
仝　反物のし仕立　拾參錢
仝　のし上ゲ　七錢
仝　仕立計り　九錢
仝　兵兒一本のし仕立　七錢
一小　巾　十丈物のし仕立　參拾九錢
仝　のし上ゲ　貳拾貳錢
仝　仕立計り　四拾錢
一仝　九丈物のし仕立　參拾參錢
仝　のし上ゲ　貳拾五錢
仝　仕立計り　七錢
一仝　四丈物及五尺物のし仕立　參拾壹錢
仝　のし上ゲ　貳拾貳錢
仝　仕立計り　四拾錢
一仝　六丈物のし仕立　貳拾壹錢
仝　のし上ゲ　貳拾貳錢
仝　仕立計り　四拾錢
一仝　四丈物のし仕立　參拾壹錢
仝　のし上ゲ　貳拾五錢
仝　仕立計り　八錢
一仝　三丈物のし仕立　拾貳錢
仝　のし上ゲ　六錢
仝　仕立計り　八錢
一長　尺　山裾無地　のし仕立　貳拾壹錢
仝　仕立計り　拾參錢
一帶　尺　巾　のし仕立　拾七錢
仝　仕立計り　九錢
一仝　三丈物のし仕立　拾貳錢
仝　のし上ゲ　拾壹錢
仝　仕立計り　拾壹錢
一仝　四丈物のし仕立　拾五錢
仝　のし上ゲ　八錢
仝　仕立計り　拾錢
一石　持　三丈物のし上ゲ　七錢
仝　普通仕立計り　拾錢
仝　開キ眞入仕立　拾參錢
タスキ代　貳錢五厘
一仝　四丈物のし上ゲ　九錢
仝　普通仕立計り　拾貳錢
仝　開キ眞入仕立　拾貳錢
タスキ代　貳錢五厘
一模様入掛付　大巾のし上ゲ　拾壹錢
仝　普通仕立計り　拾八錢
仝　開キ手間入り仕立　廿貳錢以上
一中　形　絹　一疋眞入のし仕立　拾貳錢
仝　のし卷　拾參錢
一上　代　絹　一疋眞入仕立計り　九錢
一羅　卷　一疋のし仕立　拾貳錢
一紋羽二重、紋綾、八ッ橋　一疋竪のし仕立　拾五錢
仝　のし卷　拾七錢
仝　仕立計り　拾壹錢
反物のし仕立　拾壹錢
仝　のし卷　拾貳錢
仝　仕立計り　八錢
一袴　卷　仕立計り　九錢
一袴　地　疋物西洋織、八寸巾以下（袴卷上ノ類）　九錢
一定巾四丈八尺物のし上ゲ　四錢五厘
中巾六丈物のし上ゲ　拾壹錢
反物のし上ゲ　六錢
丸寸巾以下（袴卷上ノ類）
三丈物のし上ゲ　六錢
●湯製斗賃金規定（絹出物）
一絹織絹織紬荒所　巾壹尺八寸迄廿五ヤールモノ　のし仕立　參拾錢
のし計り　拾八錢
仕立計り　拾貳錢
一仝　のし仕立　四十五ヤールモノ　五拾錢
のし計り　參拾五錢
仕立計り　拾五錢
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし計り　四拾錢
仕立計り　貳拾五錢
一仝　六十ヤールモノ　八拾五錢
のし計り　五拾七錢
仕立計り　貳拾八錢
一羽織手物　凡テ右直段ノ　貳倍增
一佛國西洋織　巾壹尺八寸迄廿五ヤールモノ　參拾五錢
のし仕立　貳拾參錢
のし計り　拾貳錢
仕立計り
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　貳拾五錢
仕立計り
一仝　六十ヤールモノ　八拾五錢
のし計り　五拾七錢
仕立計り　貳拾八錢
一羽織手物　凡テ右直段ノ　貳倍增
一佛國西洋織　巾壹尺八寸迄廿五ヤールモノ　參拾五錢
のし仕立　貳拾參錢
のし計り　拾貳錢
仕立計り
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　貳拾五錢
仕立計り
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　貳拾五錢
仕立計り
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　貳拾五錢
仕立計り
一スカーフ類　巾壹尺ヨリ壹尺參寸迄　廿五ヤールモノ　貳拾五錢
のし仕立　拾五錢
のし計り　拾錢
仕立計り
一仝　三十ヤールモノ　參拾錢
のし仕立　拾八錢
のし計り　貳拾貳錢
仕立計り　拾參錢
一仝　巾壹尺參寸ヨリ壹尺八寸迄　廿五ヤールモノ　參拾錢
のし仕立　貳拾貳錢
のし計り　拾八錢
仕立計り　拾貳錢
一白　陸　巾壹尺八寸迄廿五ヤールモノ　貳拾五錢
のし仕立　拾五錢
のし計り　拾錢
仕立計り　拾錢
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　貳拾五錢
仕立計り
一小切レ物　巾壹尺八寸迄壹ヤールニ付　壹錢貳厘
のし計り
一染及縫壁　巾壹尺八寸迄壹ヤールニ付　六拾錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　參拾五錢
仕立計り　貳拾五錢
一仝　五十ヤールモノ　六拾五錢
のし仕立　四拾錢
のし計り　貳拾五錢
仕立計り　拾錢
一天鵞絨吊紗　貳尺角　五錢
貳尺參寸角　六錢
參尺角　貳拾五錢
五尺角　貳圓拾錢
一仝　屏風捲　貳尺巾四尺　拾五錢

●京都染物同業組合湯製斗賃最低標準實行規程

第一條　本規程ハ湯製斗部規程第五條ニ依リ之レヲ設定ス

第二條　相出入トハ注文主ニ對シ同部員二人已上ノモノヽ取引關係ヲ謂フ

第三條　相出入部員ハ工賃競爭ヲ防ガンカ爲メ左ノ各項ヲ遵守スルコト

一　斯業ノ發達ヲ圖リ改良進歩ノ方法ヲ講スルコト

一　工賃價格標準ヲ實行シ取引ヲ確實ニスベシ

© Kyozomekai